告示

○総務省告示第三百四十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十九年十月二十日

総務大臣　野田　聖子

名称	期間	地域
民進党本部周辺地域	平成二十九年十月二十三日から平成三十年十月二十二日まで	東京都千代田区平河町二丁目隼町

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○法務省告示第四百七十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、ドイツ連邦共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十月二十日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　デニズ・アディル・ギュナル

生年月日　千九百八十二年一月八日

○法務省告示第四百七十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十月二十日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ジリアン・パトリシア・マスグレイブ

生年月日　千九百五十七年三月十九日

○農林水産省告示第千五百七十二号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、炭酸飲料の日本農林規格（昭和四十九年六月二十七日農林省告示第五百六十七号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の炭酸飲料の日本農林規格により格付の表示が付された炭酸飲料については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条第一項の表添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成三十一年五月十九日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千五百七十三号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、豆乳類の日本農林規格（昭和五十六年十一月十六日農林水産省告示第千八百号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の豆乳類の日本農林規格により格付の表示が付された豆乳類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第四条及び第五条のそれぞれの表添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成三十一年五月十九日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この告示による改正後の第三条から第五条までのそれぞれの表大豆たん白質含有率の項及び第六条の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千五百七十四号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和六十年四月二十日農林水産省告示第五百三十一号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格により格付の表示が付された畜産物缶詰及び畜産物瓶詰については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条から第六条までのそれぞれの表添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成三十一年五月十九日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千五百七十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、煮干魚類の日本農林規格（平成六年八月九日農林水産省告示第千百三十二号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の煮干魚類の日本農林規格により格付の表示が付された煮干魚類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成三十一年五月十九日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千五百七十六号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成八年三月二十八日農林水産省告示第三百八十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のにんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格により格付の表示が付されたにんじんジュース及びにんじんミックスジュースについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第四条の表添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成三十一年五月十九日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千五百七十七号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、りんごストレートピュアジュースの日本農林規格（平成十九年十月三十日農林水産省告示第千三百四十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　**齋藤　健**